

評議會は大会に於て毎回議長一名副議長一名を選

挙する(十三条)

(ハ) 中央委員及中央委員会

委員選出方法

(a) 総同盟に於ては中央委員は大会に於て選挙せらるる規定は中央委員会の定むる所に依るべし(二十条)故に現任中央委員が選挙区其他を按排して次期選挙を自己に有利ならしめ得る余地がある評議會に於ては中央委員を大会に於て選挙するは同一であるが其の選挙区其他は規約に定められ居る即ち中央委員は各全体的産業別聯合会又は協議會及各地方評議會より選出する(十七条)中央委員会の構成と其開催期
(ハ) 評議會の中央委員会は中央委員長及中央委員より

成り(十六条)一年三回定期に開催する外中央委員会の必要と認めたる協合及中央委員三分の一以上の請求あり協合には臨時に之を開催する(二十条)

総同盟の中央委員会は会長、主事、會計、中央委員三名

以上を要求ありたるときは會長は之を召集すべき

以上を要求ありたる(十八条)

(ハ) 中央常任委員会

之れは総同盟におも組織で執行機關を合議体としたるに於て目新し、中央常任委員は中央委員の互選に於て、これと中央委員長の下中央常任委員會を組織して中央委員会の決議を執行すべき責を負ふべきである(二十二条)而して中央常任委員は各部の長たる任を分担する(三十二条)

(ト) 除名知分に対する上評

評議會の総同盟の大会及中央委員会に於て除名知